



4-1-①

消防・救急の充実強化

目的

消防力を維持向上させるとともに、救急体制を強化し、迅速化を図ります。

現状

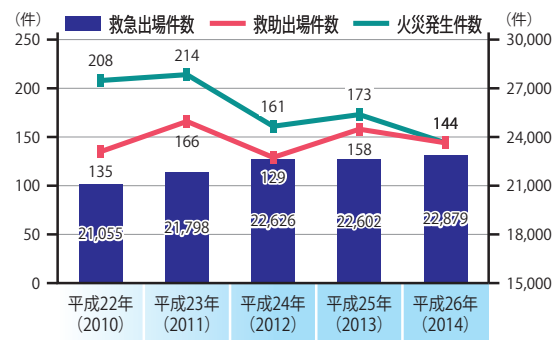
市街化の進展や合併による市域の拡大に適切に対応できる効果的な消防体制を構築するとともに、近い将来、発生が確実視されている南海トラフ地震等の災害に備え、防災拠点施設としての機能を十分に発揮するため、南消防署の移転整備や既存消防庁舎の耐震改修工事に取り組んできました。

また、消防署所等適正配置計画に基づき、東消防署や朝日分署の移転整備に取り組んでいます。加えて、市内97カ所の消防屯所についても、老朽度や狭あい度を勘案し、計画的に整備を進めています。

さらに、老朽化した消防車両の計画的な更新や耐震性貯水槽・消火栓の計画的な整備のほか、アナログ式消防・救急無線のデジタル化や老朽化している消防指令システムの改修など、危機

管理センター（仮称）の整備に併せて、総合的な消防力の充実に努めています。

また、近年、増加傾向にあり、1日当たり約60件にも上る救急出場件数を抑制し、迅速な救急体制を維持向上させるため、救急車の適正利用に関する周知啓発等を実施しています。



※ 消防業務受託2町【三木町、綾川町】分を含む。

火災・救急・救助件数の推移

課題

- 効果的な消防体制を構築するため、消防署所・消防屯所の計画的な整備を進めるとともに、消防力を維持向上させるため、消防車両の計画的な更新整備に取り組む必要があります。
- 地域の防災力を高めるため、消防団活動の充実・強化を図るとともに、これを担う消防団員の加入促進に努める必要があります。
- 安易な救急要請による救急出場件数を抑制するため、救急車の適正利用に関する周知啓発等に取り組むとともに、救命率の向上を図るため、応急手当講習の市民受講者数の増加に取り組む必要があります。
- 住宅防火推進のため、各家庭において住宅用火災警報器の設置が促進されるよう周知・広報に取り組む必要があります。

取組方針

1 消防施設・設備の整備

近い将来、発生が確実視されている南海トラフ地震等の災害に備え、防災拠点施設としての機能を十分に発揮するため、消防署所等適正配置計画に基づき、消防署所の適正配置・耐震化に取り組みます。

また、消防屯所は老朽度や狭あい度を勘案しながら、計画的な整備を継続します。

また、消防車両については、老朽度を見極めながら、計画的に更新整備を行い、総合的な消防力の維持向上に取り組みます。

2 消防団の充実・強化

消防団は、地域の防災力を担い、地域に密着し、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という自助・共助を発現する重要な組織であることから、その活動の更なる充実・強化を図ります。

また、各分団や地域コミュニティ協議会等と連携して、消防団員の加入促進に取り組みます。

3 救急活動の推進

救急車の適正利用を推進するため、各種広報媒体を活用し、啓発に努めるとともに、関係機関に協力を求めます。また、市民に対する応急手当講習を定期的実施するとともに、受講者の増加を図り、救命率の向上に取り組みます。

また、島しょ部における救急艇による搬送体制の維持・向上に努めます。



消防団員による普通救命講習

4 火災予防活動の推進

住宅防火推進のため、住宅用火災警報器設置による奏功事例などを活用し、警報器設置の広報を積極的に行います。

また、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止するため、火災予防運動の更なる推進に取り組みます。



中国四国ブロック緊急消防援助隊訓練

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|-----|------------------------|------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 出火率 | 人口1万人当たりの出火率 | 3.8% | 3.7% | 3.6% |
| 救命率 | 心肺機能停止傷病者が社会復帰した割合(暦年) | 5.1% | 6.0% | 8.0% |



4-1-②

防災・減災対策の充実

目的

市民の防災意識を高めるとともに、地域及び国・県等防災関係機関と連携し、防災・減災対策を充実させます。

現状

本市では、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の対応を図るため、国の防災基本計画等に基づき、地域防災計画や、危機管理指針、国民保護計画等を策定し、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する各種施策に取り組んでいます。

また、安全・安心のまちづくりの中核施設としての危機管理センター（仮称）の建設、災害情報などを市民へ伝えるための防災行政無線の整備や防災ラジオの普及のほか、避難所となっているコミュニティセンターや小・中学校の耐震化などを行っています。

また、東日本大震災以降、被害を最小化するという減災の考え方を重視すべきとされており、本市においても、住宅の耐震診断や耐震改

修工事に係る支援を行っているほか、災害に対して地域住民一人一人が、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の理念の下、自主防災組織の結成促進を図るとともに、結成された組織に対する支援を行っています。



震災対策総合訓練

課題

- 非常時に災害対策本部機能、消防局機能、上下水道局機能が緊密に連携し、迅速・的確に災害対応を行うとともに、災害情報などを市民へ伝達する必要があります。
- 大規模地震等に備えて、公共施設等の耐震化を進める必要があります。
- 急傾斜地崩壊対策を進める必要があります。
- 被害想定に応じた、備蓄品や防災資機材を確保する必要があります。
- 災害発生時に迅速に活動ができるよう、市民や地域の防災意識と防災力を高める必要があります。

取組方針

1 災害発生時の拠点施設及び情報伝達手段の整備

災害発生時における本市の拠点施設とするため、常設の災害対策本部機能を備えた危機管理センター（仮称）の整備に取り組みます。

また、災害情報や避難に関する情報などを発信するため、情報収集・伝達機能の強化に取り組みます。



危機管理センター（仮称）完成イメージ



防災ラジオ

2 避難所などの耐震化及び急傾斜地崩壊対策の推進

避難所機能を維持するため、避難所となっている学校施設の非構造部材の耐震化を行うほか、公共施設・緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化に取り組みます。

また、大雨等による急傾斜地の崩壊を防ぐための対策に取り組みます。

3 備蓄品や防災資機材の確保

南海トラフ地震等の被害想定や課題に応じて、適宜、備蓄計画に検討を加え、修正するとともに、国・県や企業・事業者とも連携を図り、備蓄品や防災資機材の確保に取り組みます。

大規模災害に備えて、備蓄品の数量・品目を充実させるとともに、必要な防災資機材の整備に取り組みます。

4 市民及び地域の防災意識と防災力の向上

各地域での地域コミュニティ継続計画の策定や防災訓練などの活動に対して、積極的な支援に取り組みます。

また、災害発生・復旧時に、市民一人一人が迅速かつ円滑な対応を行うことができるよう、市民や地域の防災意識と防災力の向上を図る支援に取り組みます。

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|----------------|---------------------|--------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 地域における防災訓練の実施率 | 防災訓練を実施したことがある地域の割合 | 47.7 % | 80.0 % | 100.0 % |



4-1-③ 交通安全対策の充実

目的

交通安全の意識を高めるとともに、道路の通行環境を整備し、安全対策を充実させます。

現状

近年、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、香川県の人口10万人当たりの交通事故死者数は、全国ワースト上位であり、この傾向は本市においても同様です。

また、運転マナーの悪さを指摘する声も多く、交通マナーについては、依然として改善されていない状況です。

本市では、全市民が一体となった交通安全都市の実現に向けて、昭和37年に交通安全都市宣言を行い、これまで、交通安全意識を高めるため、保育所、幼稚園、小・中学校及びコミュニティセンター等で交通安全教室を実施するほか、地域で各種交通安全キャンペーンを実施するなど、子どもや高齢者を中心に交通安全意識の高揚に努めてきました。

また、超高齢社会を迎え、全国的にも高齢者の死亡事故の割合が高くなっている中、高齢者

が当事者となる交通事故を減らすため、運転に不安のある高齢者を対象に、高齢者運転免許証返納を促進するとともに、交通安全高齢者自転車大会等の各種事業を実施しています。

また、見通しの悪い交差点等でのカーブミラーの設置や違法駐車対策を実施し、安全な道路通行環境づくりに努めています。



交通安全キャンペーン

課題

- 超高齢社会の到来に伴い、高齢者の交通事故が多発しており、その対策を強化する必要があります。
- 自動車、自転車の運転マナーの向上に地域と一体になって取り組む必要があります。
- 交通事故における相談内容が複雑化してきており、これに対応する必要があります。
- 全ての人々が安心して通行できる道路環境を確保するため、関係機関と連携しながら、道路状況に応じた、交通安全施設等の整備に取り組む必要があります。

取組方針

1 交通安全教育・啓発の推進

市民への交通マナーの普及と交通ルール順守の徹底を図り、人口10万人当たり交通事故死者数の全国ワースト上位からの脱却と地域ぐるみで交通安全意識を高めるため、参加・体験型の効果的な交通安全教育と啓発活動を、香川県及び警察等関係機関と連携して取り組みます。

また、特に高齢者の事故が多発する中、高齢者に特化した効果的な事業を継続して実施するほか、関係機関・団体と協力して、事故の当事者とならないよう、更なる交通安全の啓発に取り組みます。

このほか、交通事故に関する悩みを持った市民が気軽に相談でき、個々のケースに応じて適切なアドバイスを得られるよう、適切に対応します。



交通安全教室

2 交通環境の整備

県や警察署等の関係機関と連携しながら、安全な道路の通行環境整備に取り組みます。



反射材着用啓発街頭大キャンペーン

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|----------------------|----------------------------|---------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 交通事故発生件数 | 市内の交通事故発生件数 | 4,705 件 | 4,234 件 | 3,764 件 |
| 人口10万人当たりの交通事故による死者数 | 県警交通事故統計資料による(市町別交通事故発生状況) | 3.80 人 | 3.33 人 | 3.23 人 |



4-1-④

防犯体制の整備

目的

防犯意識を高めるとともに、地域が主体となった防犯体制を整備します。

現状

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。

少子・超高齢社会を迎え、核家族化や自治意識の希薄化などに伴い、地域の犯罪防止機能の低下が懸念されており、今後一層、防犯体制の強化を進めていく必要があります。

そのためには、地域全体の防犯意識を高め、地域住民、市民活動団体、警察、行政が協働した取組が必要となります。

本市では、これまで、防犯活動を行う地域コミュニティ協議会に対して、防犯資機材の購入経費の助成等を通じて、地域が主体となった防犯体制の整備を推進したほか、平成25年度か

らは、防犯灯のLED化を推進し、夜間における犯罪の防止と通行の安全確保に努めています。

また、警察や防犯協会等関係機関との連携強化を進めるなど、安全で安心なまちづくりを推進しています。



防犯パトロール車（青パト）

課題

● 地域コミュニティ協議会を中心とした、地域ぐるみの防犯体制の確立・強化を進める必要があります。

● 警察や防犯協会等、関係機関との連携を一層強化しながら、市民の防犯意識の高揚を図る必要があります。

取組方針

1 防犯意識の普及啓発と防犯活動の推進

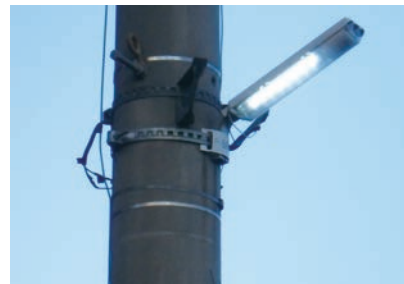
地域の防犯体制を確立し、犯罪の未然防止や犯罪を発生させない安全で安心なまちづくりを進めるため、警察や防犯協会等関係機関と連携の下、啓発活動等を通じて市民の防犯意識の一層の高揚に努めるとともに、地域コミュニティ協議会が実施する防犯パトロールなどの各種地域防犯活動への継続的な支援に取り組みます。



防犯パトロール

2 防犯施設の整備

夜間における犯罪の防止と通行の安全確保のため、警察や地域コミュニティ協議会と連携し、防犯カメラや防犯灯の効果的な設置に取り組みます。



防犯灯のLED化推進

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|-------------------|-------------------------|-------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 人口千人当たりの街頭犯罪等発生件数 | 市内における人口千人当たりの街頭犯罪等発生件数 | 4.2 件 | 4.1 件 | 4.0 件 |



4-1-⑤ 生活衛生の向上

目的

安全で安心して快適に暮らせるよう、生活衛生対策を推進します。

現状

食品の安全性の確保は、市民が安心して健康的な生活を送る上で重要なものです。

また、近年、食品への異物混入事案が相次ぐ中、食の安全性が求められています。

本市では、市内に流通する食品の安全性を確保するため、食品衛生法に基づき、飲食店営業施設等への監視・指導などを実施するほか、市食肉センターなどへの立入調査を実施しています。

また、保健衛生上の見地から、毒物劇物販売業者等の登録申請・届出に対する監視・指導等や、旅館、美容所等に対して監視・指導を実施

するとともに、市内の用排水路等の害虫駆除を実施するほか、水道施設等への立入検査や飲用井戸等の水質検査等を実施しています。

また、動物愛護を推進するため、犬猫不妊去勢手術費補助や、動物の愛護や適正な飼育方法について啓発活動を行っているものの、犬・猫の殺処分率は全国ワースト上位に位置しています。

また、墓地の整備や、斎場業務を円滑に実施するために、斎場施設の改修など適切な維持管理に努めています。



手洗いの励行



適正な食品表示の徹底

課題

- 食に関する市民の関心が高まったことなどから、食品に関する正しい情報提供や啓発活動が求められています。
- 毒物劇物の適正販売と適正使用の確保のため、毒物劇物監視指導の徹底が必要です。
- 良好な生活環境の提供のため、害虫の予防や駆除などのほか、環境諸営業施設や水道施設等への適切な指導が必要です。
- 犬・猫の引取り数や、殺処分率が高いことから、犬・猫の引取り数の減少と、收容された犬・猫の返還・譲渡の増加を進めるため、動物愛護の普及啓発等の拠点となる施設の整備が求められています。
- 高齢化の進展による火葬件数の増加及び墓所需要に即した対応が必要です。

取組方針

1 食品衛生対策の推進

食中毒など食品による事故を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき各種営業施設等に対して監視指導などを強化するとともに、市民を対象に食中毒予防講習会を開催するなど、食品の安全に関する知識の普及啓発に努めます。

2 毒物・劇物衛生対策の推進

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物の盗難・紛失及び流出・漏洩事故の未然防止など、適正な販売及び管理等の体制を確保し、保健衛生上の危害を防止します。

3 環境衛生対策の推進

環境諸営業施設や水道施設等が、適正に営業・管理できるよう、指導等を行うほか、害虫駆除作業により、感染症の蔓延を防止します。

4 動物愛護の推進

動物愛護の普及啓発等の拠点となる動物愛護センターを県と共同で整備するほか、保健所が収容した犬・猫を一時保管する施設の整備を進めるとともに、リニューアルした動物愛護管理情報サイト等のツールを活用しながら、犬・猫の引取り数の減少と、収容された犬・猫の返還・譲渡数の増加に努めます。



高松市動物情報サイト「わんにゃん高松」

5 墓地、斎場の安定的な維持、運営

墓地環境の適正な維持管理及び墓所需要に応じた安定的な墓所の供給を行うとともに、平成26年10月に改正した新たな市民葬儀制度について積極的に周知します。

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|------------|----------------------------------|-------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 食品衛生等違反指導率 | 立入監視を行った施設のうち違反等指導を受けた施設の割合 | 1.2% | 1.1% | 1.0% |
| 犬・猫の殺処分率 | 引き取った犬・猫のうち、引き取り手がなく殺処分された犬・猫の割合 | 86.0% | 78.0% | 72.0% |



4-1-⑥

消費者の権利保護と自立促進

目 的

安全で安心な生活を送れる消費者の権利を保護し、自立を促進します。

現 状

規制改革や情報化の進展、社会・経済のグローバル化などを背景に、新たな商品やサービスが生まれ、消費者の選択の範囲が拡大していますが、その反面、これらを利用した悪質業者の参入、商品、サービスの多様化などにより、トラブルが増大しています。

このような状況の中、本市では、消費者被害やトラブルを未然に防止するため、各種広報活動を通じ、被害に遭わないための知識の普及や、被害にあった場合の対処についての情報を提供し、消費者意識の高揚を図っているほか、関係団体とも連携し、出前講座等の消費者教育を実施することで、賢い消費者の育成に取り組んでいます。

また、消費生活センターでは、専門の資格を持った相談員が、適切な助言・情報提供等を行い、市民が自主交渉・自力解決できるよう支援

しています。

しかしながら、社会環境の変化とともに、手口も多様化、複雑化しており、消費者を不安に追い込む悪質な事件は、今なお多く発生しています。



消費生活センター相談窓口

課 題

- 年々相談内容が複雑かつ多様化する中、専門知識に精通した消費生活相談員を確保・育成する必要があります。
- 多様化、複雑化していく悪質商法に対応し、消費生活の安全・安心を確保するため、関係機関と連携の下、各種情報を収集、提供し、消費生活に関する正しい知識の普及啓発に努める必要があります。
- 消費者団体における会員の高齢化、固定化が進んでおり、地域における消費者リーダーの育成を図る必要があります。

取組方針

1 消費生活相談機能の充実

消費者トラブルを公正かつ円滑に解決するため、関係機関と連携を図るほか、消費生活センターの相談員の専門的知識を高めることにより、苦情や問合せに対し、的確なアドバイス、あっせん等を行い、問題解決率の向上に取り組みます。

2 消費者の権利保護

地域や学校等において消費者行政の出前講座を実施するほか、一般消費者に向けて各種啓発イベントや講習会等を開催することで、消費者へ的確な情報を提供し、悪質商法被害の未然防止に取り組みます。

また、消費者の安全な消費活動の維持及び公正な経済取引の維持・発展のため、計量器の検査業務や適正計量に関する広報普及活動等を行い、適正な計量の確保に取り組みます。

3 消費者団体等への活動支援と運営の活性化

地域における消費者リーダーの育成を図るため、関係団体への活動支援を行うとともに、運営事務の指導等を通じて、団体運営の活性化に取り組みます。

また、消費者の立場から、省資源・省エネルギー意識の向上と環境汚染防止を図るため、廃食油収集ステーションを設置して、廃食油収集量の増加に取り組みます。



「高松市暮らしをみなおす市民のつどい」パネル展

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|----------------|---|-------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 消費生活相談における解決割合 | 消費生活センターへの相談のうち、解決に導けた件数（他機関への誘導を含む）の割合 | 99.1% | 99.3% | 99.5% |



4-2-①

ごみの減量と再資源化の推進

目的

省資源・省エネルギーの観点から、ごみの減量と再資源化を推進します。

現状

本市では、持続可能な循環型社会の形成に向けて、市民との協働によるごみの減量と再資源化に取り組んでおり、家庭ごみについて、平成12年度からは、現在の収集体制への移行、16年度からの有料化等により、資源ごみの増加と可燃ごみの削減を図ってきました。

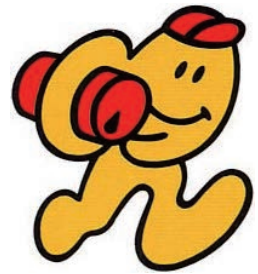
また、生ごみ処理機等の補助により、家庭ごみの発生抑制に努めるとともに、小型家電のリサイクルによるレアメタル等の有用金属の回収等により、再生利用の拡大に取り組んでいます。

また、事業系ごみの削減を推進するため、「地球にやさしいオフィス」や「地球にやさしい店」

の登録に加えて、一定規模以上の事業者に対しては、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めて、事業系ごみの減量や再資源化を促しています。



エコバックくん



カンクルちゃん

課題

- 持続可能な循環型社会の構築に向けて、3R（Reduce発生抑制、Reuse再使用、Recycle再生利用）の更なる推進が必要です。特に、平成16年度に開始した家庭ごみの有料化によるごみ減量効果を維持していく必要があります。
- ごみの発生抑制に関する普及啓発、家庭ごみの有料化などによる効果、再資源化への意識の高まりや、人口減少などにより、今後、総排出量は減少基調となると考えられますが、更にごみを減らすためには、一人一人の削減への取組が必要です。

- 資源ごみの収集量は減少していますが、紙使用量の減少やペットボトルの軽量化、また、民間事業者による回収などが影響しており、資源ごみの収集量だけでリサイクルの状況を把握することは困難となっています。

取組方針

1 ごみの発生抑制の推進

市民、事業者、行政の役割分担の下で、それぞれが積極的な協働により、ごみの発生抑制に取り組み、適正な循環利用を推進します。

特に、事業所から発生する廃棄物については、ホームページ等による啓発、表彰制度や事業系一般廃棄物減量等計画書の提出などにより、減量・再資源化を推進します。

2 ごみの減量・リサイクルの推進

家庭から分別して出された資源ごみを再資源化することにより、環境への負荷の低減と限りある資源の有効活用を推進します。

また、小型家電のリサイクルや焼却施設で発生する溶融スラグの公共工事等での利用促進などのリサイクルを進めるとともに、生ごみ処理機等の普及によるごみの発生抑制など、3Rを通じて、ごみの減量を推進します。

また、ごみ分別ガイドブックを作成・配布することにより、各家庭が正しいごみの分別方法を理解し、正しく分別してごみを出してもらうよう啓発を行うとともに、学校教育を通じ、更なるごみの減量・リサイクルの推進に向けて、ごみ処理事業に対する理解と正しい知識を伝えることに取り組みます。

また、リサイクルの推進状況を確認するために、大型小売店舗など民間事業者によるリサイクルの実態や方法の把握に努めます。



小型家電回収ボックス

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|---------------|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | ごみ総量に対する1人1日当たりの排出量 | 970 g/人・日 | 917 g/人・日 | 880 g/人・日 |
| 1人1日当たりの資源化量 | 資源化した総量に対する1人1日当たりの量 | 207 g/人・日 | 207 g/人・日 | 207 g/人・日 |



4-2-② 廃棄物の適正処理

目的

廃棄物（し尿を含む）を適正に処理することにより、市民の生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ります。また、持続可能な循環型社会の形成に貢献します。

現状

一般廃棄物の排出を抑制するとともに、排出された一般廃棄物については、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、環境負荷の低減に努めています。

また、ごみ処理施設の適切な維持管理に努めることや、ごみ収集運搬システムの効率化に取り組むことによって、循環型社会の形成に貢献しています。

し尿及び浄化槽汚泥については、公衆衛生の向上のために、迅速な収集と効率的な処理に取り組んでいます。

また、大規模災害時に発生が予想される災害廃棄物について、体制の整備や円滑で効率的な

処理方法などの検討に取り組んでいます。

産業廃棄物についても、事業者や許可業者に対する指導や啓発活動により、排出抑制や再生利用の推進に努めています。



南部クリーンセンター

課題

- 既存施設（中間施設、最終処分場）が稼働を開始してから長期間が経過しているため、今後の安定的な運用に向けた適切な維持管理や、ごみ排出量の動向等を踏まえ、広域的な処理を含む検討が必要です。
- 地震などの災害が発生した場合、がれき等の災害廃棄物が、損壊建物の解体時を含め、大量かつ長期にわたり発生することから、円滑な処理のための計画を策定することが必要です。
- 排出量の中で大きなウエイトを占める建設廃棄物の分別解体、リサイクルの徹底や多量排出事業者によるリサイクルの一層の取組が必要です。
- し尿等については、下水道の整備・普及に伴い、今後の処理量が減少していく中で、より効率的な処理方法が必要です。

取組方針

1 ごみの適正処理の推進

ごみの焼却施設や破砕施設について、長寿命化等の適切な維持管理を行い、長期的かつ安定的な処理を確保するとともに、周辺市町との協力体制も検討します。最終処分については、ごみの発生抑制や資源化の推進等による処分量の削減や、既存処分場の整備による安定的な埋立処分場の確保に取り組み、一般廃棄物の適正処理を推進します。

また、埋立処分していた溶融スラグについて、公共工事の埋め戻し材として利用を図ることにより、最終処分量を削減し、処分場の延命化に取り組みます。



西部クリーンセンター

2 し尿の適正処理の推進

し尿等の効率的な処理方法として汚水処理施設共同整備事業を推進し、下水とし尿等の共同処理を実現することにより、安定的かつ効率的な処理に取り組みます。

3 災害廃棄物処理体制の推進

大規模災害時における、収集、分別、再生、処分の方法等について検討するとともに、処理期間の推計や命令系統の整備等を含めて、処理計画を策定します。

また、処理計画策定後も必要な見直しを継続します。

4 産業廃棄物適正処理の促進

産業廃棄物の排出事業者に対しては、講習会の実施やホームページによる情報提供等を通じて、適正な分別や処分、発生抑制等について更なる啓発を行います。

また、定期的な立入検査を実施するほか、周辺住民からの通報等に対しては、速やかに立入検査や指導を行うなど、不適正処理の防止に努めます。

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|---------------|---------------|----------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 一般廃棄物の年間埋立処分量 | 一般廃棄物の年間埋立処分量 | 13,236 t | 12,120 t | 11,270 t |
| 産業廃棄物の不適正保管量 | 産業廃棄物の不適正保管量 | 12,372 t | 12,150 t | 12,000 t |



4-2-③ 不法投棄の防止

目的

環境負荷の少ない循環型社会を目指し、市民団体や地域、関係機関と連携し、不法投棄のないまちを構築します。

現状

本市では、美しいまちづくりを目指して、市民団体や地域、関係機関等と連携することにより、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを推進しています。

また、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを促進することによって、その減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図り、環境負荷の少ない循環型社会の形成による、将来世代への健康で安全、快適な生活の確保に取り組んでいます。



高松市環境美化シンボルキャラクター アウトくん

課題

- ごみの適正な処理の周知や、監視パトロールの強化による早期発見・早期対応が必要です。
- 市民や事業者に向けた、不法投棄防止についての更なる意識の啓発が必要です。

取組方針

1 協働・連携による不法投棄防止

不法投棄をなくすため、市民団体や地域との協働による取組を進めます。

山間部や海岸線など、ごみが広範囲にわたり、地域住民だけでは回収が困難な地域では、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦と名付けた、地域住民と行政が連携した清掃活動を実施するほか、各種ボランティア団体などにも広くその参加を呼び掛け、各地で開催されるクリーン作戦を支援しながら、ごみの不法投棄撲滅及び意識啓発のための取組を進めます。

また、地域住民の監視パトロールへの参加呼び掛けを強化します。



屋島クリーン大作戦

2 環境意識の啓発

保育所や幼稚園、小・中学校等で、次世代を担う子どもたちに対して、ごみの分別やごみ収集車の見学等、体験型の環境啓発学習を積極的に行います。

また、不法投棄やポイ捨てのない、美しいまち高松を目指し、自分たちの地域は自分たちで守るという環境意識の啓発に取り組みます。

また、市民や事業者への不法投棄防止、廃棄物の適正処理に対する意識の啓発のために、講習会やホームページ、広報紙を通じて、周知や啓発、指導に努めます。



喫煙禁止区域内備付灰皿

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|---------------|-----------------------|----------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 不法投棄通報、相談件数 | 不法投棄通報及び相談件数の合計 | 150件 | 125件 | 100件 |
| ボランティア清掃の参加者数 | 地区一斉清掃及びボランティア清掃の参加者数 | 155,438人 | 158,000人 | 160,000人 |



4-2-④

地球温暖化対策の推進

目的

温室効果ガス排出量を抑制し、地球温暖化の防止に努めます。

現状

日本の年平均気温は、100年当たり1.14℃の割合で上昇しており、気候の変動が農林水産業、生態系、水資源、人の健康などに影響を与えることが予想されています。

また、本市の平成24年度の温室効果ガス排出量は、約337万t-CO₂（推計値）で、火力発電の増加による化石燃料消費の増加等により、23年度と比べ約16%増加し、本市が基準年としている2年度と比べ約24%増加しています。

このような中、本市では、降水量が少なく日射量が多いという地域特性をいかして、市域における太陽光発電設備等の普及を促進するとともに、空調等の電力エネルギーの節減や二酸化炭素の吸収源となる緑のカーテン事業など、低炭素社会に向けた取組を推進しています。

また、市有施設において、太陽光発電やバイオマス発電等再生可能エネルギーを率先導入するとともに、公用自動車の更新時に低公害車に更新するなど、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。



電気自動車

課題

● 温室効果ガスの排出を、より一層抑制するため、再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー化の推進が必要です。

● 地球温暖化による気候変動の影響が顕在化する中、今後もより一層、市民や企業、各種団体が身近なことから地球温暖化対策に取り組むよう意識の啓発を図るとともに、行政、市民、企業、各種団体の積極的な行動とパートナーシップの下、持続可能な低炭素社会を構築することが必要です。

取組方針

1 再生可能エネルギーの利用促進

地球温暖化の要因となる温室効果ガス排出量削減のため、再生可能エネルギーの利用促進に取り組みます。

本市の日照条件に恵まれた地域特性をいかし、太陽エネルギーの利活用を推進するほか、太陽光以外の再生可能エネルギー等の利活用について検討し、その利用促進に向けて取り組みます。



太陽光発電（東消防署屋上）

2 低炭素社会に向けた行動の展開

持続可能な低炭素社会の構築に向けて、省エネルギーの推進を図るとともに、意識啓発や情報提供を通じて地球温暖化対策を積極的に推進します。

公用車に環境への負荷が少ない低公害車の導入を進めるほか、市の公共施設における省エネルギー化や廃棄物の発生削減等を推進し、率先して温室効果ガス排出量の抑制に取り組みます。

市民等に対し、ホームページなど様々な媒体を活用して地球温暖化対策に関する情報提供を行うほか、緑のカーテンの普及、地球温暖化防止展の開催や環境学習の実施など、積極的な周知啓発等に取り組みます。



地球温暖化防止展

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|----------------------------|----------------------------------|----------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 市有施設における再生可能エネルギー発電設備の発電出力 | 市有施設における再生可能エネルギー発電設備の発電出力 | 3,068 kW | 4,940 kW | 5,060 kW |
| 地球温暖化防止のための取組実施率 | 家庭における地球温暖化防止のための取組の実施率（アンケート調査） | 32.6 % | 46.4 % | 57.4 % |



4-2- ⑤

環境保全活動の推進

目的

環境への関心・理解を深めるとともに、環境美化意識を高め、快適で安全な生活環境と豊かな自然環境を守ります。

現状

本市では、海や山が近く、瀬戸内の豊かな自然と穏やかな気候の中、市民の住みよい環境を守るために、環境展や環境学習などによる啓発活動を始め、里山やため池などの身近な緑や自然を後世に伝えていくための、いざ里山・ため池守り隊市民活動支援事業、環境美化推進事業など、地域と協働して実施する事業の支援などを行っています。

また、市民の健康と生活環境を保全するため、大気、水質、騒音、振動などについては、環境関連法令に基づく監視等により、市内の環境の状況を適切に把握するとともに、事業場に対する指導等を行っており、これらの結果について

はホームページや広報紙等により情報提供しています。



ため池守り隊市民活動

課題

- 環境展の開催や、環境活動団体等との協働による環境学習を毎年実施していますが、市民がより参加しやすく、環境に配慮した行動につながるような事業の開催が必要です。
- 里山やため池を保全し、良好な状態で後世に伝えていくために、行政と市民、事業者、各種団体との、より一層の協働が必要です。
- 海や山が近く、温暖で暮らしやすいという、本市の恵まれた自然環境の保全に努める必要があります。

取組方針

1 環境保全意識の啓発

家庭や学校、事業所などにおいて、環境教育や環境学習が自発的に行われ、環境に配慮した行動の実践につながるような取組を進めていきます。



環境学習

2 自然環境の保全・環境美化の推進

良好な自然環境を守り、次の世代に伝えるために、市民の生活や事業活動が環境と深く関わっていることを共有し、地域ぐるみで啓発活動を行う市民団体等の人材育成や、市民や事業者が参加しやすい環境美化活動の仕組みづくりに取り組みます。



いざ里山市民活動

3 環境汚染の防止

市民の健康や生活環境を守るため、大気、水質、騒音、振動などの環境状況を適切に把握し、事業場に対して監視及び指導を行うとともに、今後は、市民、事業所の協力が得られるよう環境汚染防止のための啓発活動や苦情処理などを進めていきます。

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|----------|--|--------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 環境学習参加者数 | 南部クリーンセンターの施設見学者数及び南部クリーンセンター、まなびCAN、環境保全推進課の行う環境学習事業の参加者数 | 5,612人 | 5,800人 | 6,100人 |



4-3-①

居住環境の整備

目的

安全・安心で暮らしやすい居住環境を整備します。

現状

住宅は、家庭を営み家族全体が共同生活を行い、コミュニティを形成する生活の基盤となるものです。そのため、良好な住宅を始め、多様なライフスタイルに対応でき、安全・安心で暮らしやすい居住環境の整備が求められます。

このようなことから、本市では、安全・安心で暮らしやすい居住環境の形成を目指し、開発許可、建築確認、現場検査等による宅地・建物の関係法令への適合のほか、新築時における住居表示の設定、国土調査法に基づく地籍調査を実施するなど、良好な生活基盤の整備を進めています。

また、低額所得者等に快適で安定した住居を提供するため、現在、約4,200戸の市営住宅を整備しています。しかしながら、そのうち約2割の住戸が耐用年数を経過しており、そのほかの住戸においても7割の住戸が耐用年数の半分

を経過するなど、施設設備や機能面で老朽化が進んでいます。

また、近年、全国的に空き家の増加が社会問題化しており、本市でも、平成26年度に実施した調査において、142,625戸のうち5,868戸の空き家があり、住宅総数に占める割合は4.1%（全国平均5.2%）となっています。



老朽危険空き家のイメージ

課題

- 建築物について、常時適法な状態を維持するため、完了検査受検や定期報告等の適正な実施が求められます。
- 市営住宅について、長寿命化に向けた早期修繕や計画的・効率的な施設等の更新を図る必要があります。
- 高齢者や身体障がい者にも配慮した市営住宅を供給する必要があります。
- 空き家等の管理不全な状態を改善することが、求められています。

取組方針

1 良好な居住環境の形成

安全・安心で暮らしやすい居住環境を形成するため、所有者等に建築物の完了検査受検や定期報告等の適正な実施を促し、宅地・建物を建築基準法等の関係法令に常時適合させるとともに、管理不全建物や違反建築物の所有者等には、適切な維持管理への周知啓発、是正指導に取り組みます。

また、市内83町において、引き続き、新築時における住居表示の設定を行います。



開発許可の工事完了検査

2 良好な住宅の供給

住宅困窮者、高齢者、身体障がい者、子育て世帯等に対して、安心して暮らせる居住環境を供給するため、市営住宅について、中長期的な視野で長寿命化による更新コストの削減や事業量の平準化に留意しながら、早期修繕や計画的・効率的な施設等の更新に取り組みます。



市営住宅の整備イメージ

3 空き家対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法や本市の条例等に基づき、空き家の利活用や管理不全空家発生 of 未然防止に努めるとともに、管理不全となった空き家に対する適切な対応等に取り組みます。

4 地籍調査の推進

牟礼・庵治・香川地区において、引き続き地籍調査を推進します。

また、現地調査等の一部業務について、外部委託を行うなど、進捗率の向上を図ります。

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|----------------|--------------------------------------|-------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 建築物等の完了検査済証交付率 | 建築確認済証を交付した建築物等のうち、竣工後に完了検査済証を交付した割合 | 83.3% | 100.0% | 100.0% |
| 老朽危険空き家除却支援件数 | 老朽危険空き家除却支援制度利用により除却した空き家件数 | 0件 | 40件 | 85件 |



4-3-② 身近な道路環境の整備

目的

市民が、安全で安心して快適に利用できる身近な道路（橋りょうを含む）環境を整備します。

現状

身近な道路は、通勤や通学、買物等のための移動空間として利用する市民の生活を支える根幹的な施設です。そのため、全ての人が常に安全で安心して移動でき、かつ、快適な道路環境を整えておくことが必要です。

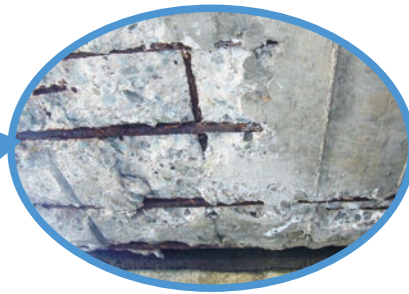
本市では、定期的に道路の点検や舗装等の修繕を行うほか、生活道路への通過車両の流入や車両の大型化に対応するため、幅員4m未満の

道路の拡幅整備や、2車線以上道路の新設整備等を推進しています。

また、本市が管理する橋りょうについては、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、急速に高齢化する橋りょうが増加することから、道路交通の安全性を確保するため、高松市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検や計画的な修繕を行っています。



橋りょう（改修前）



橋りょう（改修前 床板部分）

課題

- 市民が安心して移動できる環境を整えるため、日常的な道路交通の安全性の確保が求められています。
- 安全で快適に移動できる道路や橋りょうを維持するため、優先順位に応じて計画的かつ効率的に修繕等を行うことが必要です。
- 生活交流拠点間での渋滞緩和のため、需要の高い路線を拡幅・新設整備すること等によるアクセスの向上が求められています。

取組方針

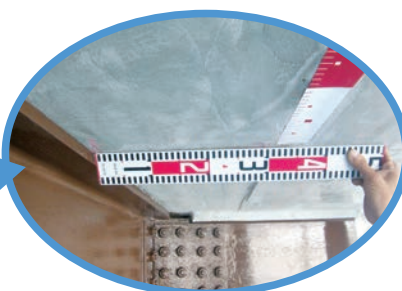
1 生活道路の適正な維持管理

生活道路について、道路パトロール業務の充実を図り、路面の剥がれや陥没などの早期発見に努めるとともに、市民から通報があった場合には、早急な現場対応を行い、交通事故の未然防止に取り組みます。

また、橋りょうについて、道路交通の安全性を確保しつつ、維持管理コストの縮減と平準化を図るため、定期的に点検を行うとともに、高松市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕・改修を実施します。



橋りょう（改修後）



橋りょう（改修後 床板部分）

2 生活道路の整備・充実

生活交流拠点間での渋滞を緩和し、アクセス向上を図るため、合併町との建設計画等に登載された特に需要の高い路線の2車線化等、道路の計画的な整備を行います。

また、幅員4m未満の生活道路において、地域住民の利便性の向上や安全で安心できる道路環境を創出するため、地域住民の協力の下、4m以上に拡幅整備を行います。



身近な道路環境の整備（整備後）

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|--------|--------------------------|----------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 市道改良延長 | 50m以上連続した幅員4m以上の区間を有する市道 | 1,495 km | 1,507 km | 1,519 km |



4-3-③ 河川・港湾の整備

目的

安全・安心して暮らせる地域基盤である河川・港湾の整備を進めます。

現状

河川や漁港・港湾施設は、その治水・利水機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理と計画的な整備が求められます。特に漁港・港湾施設には、津波や高潮時において、防災や減災機能を有する施設としての観点からの整備も必要となっています。

このようなことから、本市では、治水や環境に配慮した河川の改良を行うとともに、河川や水路の機能の維持・向上のため、主に市街地区域や住宅近接区域において、老朽化した河川構造物や生活排水路の改修、堆積した土砂の浚渫等を実施し、生活排水等による水質悪化や通水不良となっている水路の改修を行っています。

また、本市が管理する12漁港や9港湾の施設及び海浜広場において、適時の清掃や修繕を始め、施設の維持・保全のほか、香川県と協力して、海上における地域の物流や人流の拠点と

して、港湾の整備を進めています。

このほか、南海トラフ地震等による地震・津波対策を推進するため、香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、香川県と連携して対策を推進しており、管理する漁港や港湾において、防護施設の整備を行っています。



高松漁港

課題

- 老朽化している治水施設について、機能を確保する対策が必要です。
- 更新時期を迎える漁港・港湾施設について、施設の延命化や更新費用の抑制を図ることが必要です。
- 巨大地震による津波や台風等による洪水・高潮被害を最小限に抑える対策が求められています。

取組方針

1 治水施設の適正な維持管理

治水施設の機能を確保するため、老朽化した護岸の改修及び水門・ポンプの更新を推進するほか、適時に堆積土砂の浚渫しゅんせつを実施します。

また、生活環境の保全のため、生活排水等による水質悪化や通水不良となった排水路の改修や浚渫を実施します。



天満川（改修後）

2 漁港・港湾施設の適正な維持管理

高松市公共施設等総合管理計画の方向性を踏まえて、各漁港・港湾施設の管理を計画的に行うことにより、施設機能の低下を事前に防止し、維持更新費用の平準化、最小化を図るとともに、津波・高潮など災害に対するハード整備との整合を取りながら、漁港・港湾の施設機能と安全を確保するため、効率的かつ計画的な維持管理に取り組みます。

3 津波・高潮対策の推進

香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、発生頻度の高い津波に対しては、可能な限り構造物で人命と財産を守る防災を目指した施設整備を推進し、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、粘り強い構造物により減災効果が発揮できる施設整備を推進します。

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|-------------------|--|------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 治水施設の不具合による浸水発生件数 | 浸水が発生した件数 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 津波・高潮対策施設の整備率 | 香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画における第1期整備計画延長に対する整備済延長の比率 | 0.0% | 22.0% | 100.0% |



4-3-④ みどりの保全・創造

目的

人と環境にやさしい、みどり豊かなまちづくりを総合的・計画的に進めます。

現状

緑は、環境保全、レクリエーション、防災及び景観形成など、多様な機能を有し、人々の生活の中でかけがえのないものです。

本市では、平成13年度に高松市緑の基本計画を策定し、その後、17年度の近隣6町との合併や20年度の高松市都市計画マスタープランの策定など、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、22年度に同計画の改訂を行い、里山や街路樹・公園など、全てのみどりの保全から公園の整備、民有地の緑化推進など、緑の創造に積極的に取り組んでいます。

同計画では、「みどりをまもり、つたえるまちづくり」、「みどりをつくり、育てるまちづくり」、「みどりの環境と共生するまちづくり」、「みどりをみんなでふやし、育むまちづくり」の4つの方針を掲げ、緑の保全や公園・緑地の整備・維持管理、公園施設の長寿命化対

策などに取り組んでいます。

また、公園の芝生化や生垣・屋上等の緑化助成による温暖化対策の推進のほか、公園愛護会やフラワーサークル高松の活動支援など、市民参加の促進による緑の普及啓発も併せて推進しています。



フラワーフェスティバル（中央公園）

課題

- 緑を保全するため、既存施設及び緑地の適切な維持管理や長寿命化に向けた再整備が必要です。
- 都市の景観や緑を保全するため、街路樹の適切な管理が求められています。
- 緑を創造するため、身近な公園などの適正な配置を計画的に行う必要があります。
- 緑を保全・創造するため、市民や事業者の積極的な参加が求められています。

取組方針

1 緑の創出

安全で安心な利用しやすい緑を保全するため、公園や緑地、街路樹等の除草・清掃・剪定など、緑の適切な維持管理を行うとともに、高松市都市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改築・更新等に取り組みます。

また、市民や事業者が取り組む生け垣や屋上・壁面緑化に対する支援を行うとともに、公園・街路の緑化により、都市景観の向上や防音・防塵効果、都心部のヒートアイランド現象の緩和など、都市環境に配慮した緑の創出の取組を推進します。



憩いや交流の場の創出（中央公園）

2 公園・緑地の整備

都市公園等を適正に配置するため、小学校区に公園がない地区及び公園が不足している地区において、子どもから高齢者までが気軽に憩い、ふれあえる地域の身近な公園の整備に取り組みます。

3 市民参加による緑の普及啓発

地域の公園や緑地の維持管理については、全市的に公園愛護会の結成を促進するほか、花いっぱい推進事業では、ボランティア団体への活動支援やボランティア花壇の設置を拡大するなど、市民との協働による緑の普及啓発を推進します。



高松駅前広場花時計花壇植え替え
（フラワーサークル高松）



多肥南公園芝生植栽（市民との協働作業）

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|-----------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 市民1人当たり都市公園等の面積 | 市民1人当たりの都市公園等の面積 | 8.14 m ² | 9.16 m ² | 9.28 m ² |



4-3-⑤ 水の安定供給

目的

持続可能な水環境を形成するとともに、安全で良質な水を安定的に供給します。

現状

市民生活や社会経済活動を支えるライフラインとして、安心して、いつでも、いつまでも使える水道システムの構築を目指し、各種施策に取り組んでいます。

また、湧水による給水への影響を最小限に止め、自己処理水源を確保するため、椋川ダム整備事業を香川県と実施しています。

浄水場においては、多様な自己処理水源に対応した浄水処理を行うため、老朽化した施設の更新や耐震化などの整備を、計画的に実施しています。

また、配水管については、耐震化を始め、老朽配水管の更新や、道路改良工事に合わせた配水管の新設など、計画的な整備を行っています。

また、水道水が蛇口に届くまでの安全性を確保するため、水源から蛇口までの統合的な水質管理を行っています。

また、持続可能な水環境の形成に関し、水を大切にする意識の醸成や節水型ライフスタイル「^{たくみ}巧水スタイル」の普及促進に取り組むなど、水を巧みに使い、水を大切にする高松の浸透に努めていますが、水循環の改善効果は限定的なものにとどまっています。



老朽配水管の更新及び耐震化

課題

- 地震などの災害発生時や、湧水時においても、断水などのリスクを軽減し、安定した給水を行う必要があります。
- 水道料金の減収が想定されることから、施設整備は、限られた財源を重点的・効率的に活用して実施する必要があります。
- 常に安全で良質な水道水の供給を確実に行うため、水道水質の管理水準の向上が求められています。
- 水を効果的かつ効率的に利用し、水の持つ多面的価値を最大限に引き出すことができるよう、持続可能な水環境の形成に関する市民及び事業者の理解を更に深めることが必要です。

取組方針

1 安定給水の確保

自己処理水源の割合を高めるため、引き続き、椋川ダム整備事業を県とともに進めます。このような取水状況の変化に対応するため水道施設整備事業計画（平成23年度～42年度）に基づき、浄水場では、引き続き、老朽化した設備の更新や耐震化等に取り組みます。

また、配水管の整備や耐震化にも計画的に取り組みます。

安全な水道水を将来にわたり安定的に供給するため、水道料金の減収が想定されている状況においても、業務の効率化や施設の最適化により、安定的な経営に努めます。

また、県内水道広域化については、県と市町で協力し、企業団の設立に向けて取り組みます。



椋川ダム建設イメージ（香川県提供）

2 安全で良質な水の供給

常に、安全で良質な水道水を確保するため、浄水場の運転・維持管理を適正に行うとともに、水質管理体制を定期的に見直し、水道水質の管理水準の向上に取り組みます。

3 持続可能な水環境の形成

持続可能な水環境の形成に関する市民や事業者の理解促進を始め、高松市水環境基本計画に基づく施策を総合かつ計画的に実施することにより、豊かな水環境を形成し、これを持続可能な形で将来の世代に引き継いでいけるよう取り組んでいきます。



上下水道知ってトーク（出前授業）

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|-----------------|-------------------------|--------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 自己処理水比率 | 全配水量に対する自己処理水配水量の割合 | 43.7 % | 45.3 % | 50.0 % |
| 基幹管路の耐震化適合率 | 基幹管路総延長に対する耐震・準耐震管延長の割合 | 37.5 % | 39.9 % | 42.6 % |
| 1人1日当たり水道平均使用水量 | 給水人口1人1日当たりの水道平均使用水量 | 301 L | 300 L | 299 L |



4-3-⑥ 汚水・雨水対策の充実

目的

自然環境を守り、災害に強いまちを目指し、汚水・雨水対策を充実させます。

現状

公共下水道については、現在の下水道事業計画区域をおおむね整備することを目指し、第3次高松市生活排水対策推進計画に基づき、汚水管路の整備を行っています。

一方、下水道事業計画区域外では、生活排水対策を進めるため、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

また、中心市街地においては、平成16年の

台風23号などによる甚大な浸水被害を踏まえ、18年に中心市街地浸水対策計画を策定し、市街地の浸水被害を軽減するため、雨水を速やかに排水するバイパス幹線やポンプ場の整備を進めています。

また、これら下水の処理機能を維持するため、下水処理場やポンプ場について、適切な運転や維持管理、設備の改築工事を実施しています。



牟礼浄化場



ポンプ場

課題

- 合併処理浄化槽への転換促進など、生活排水対策の推進が求められています。
- 公共用水域の水質向上や下水道事業の健全な運営のため、下水道未接続世帯の解消に取り組む必要があります。
- 豪雨時における浸水被害を軽減するため、浸水対策に取り組む必要があります。
- 下水道施設について、ライフラインとしての機能を維持するため、その耐震化も含め、適切な維持管理及び計画的な老朽施設の更新に取り組む必要があります。

取組方針

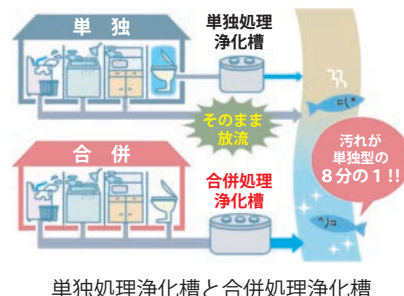
1 汚水対策の推進

河川や沿岸海域の水辺環境や身近な水環境などの悪化を防ぐため、第4次高松市生活排水対策推進計画に基づき、引き続き、生活排水対策に取り組めます。

公共下水道の整備については、人口減少などの環境の変化を踏まえ、多核連携型コンパクト・エコシティの推進の観点などから、引き続き、現在の下水道事業計画区域内の未整備地区において、計画的かつ効率的な整備に取り組めます。

また、下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正に合併処理浄化槽の維持管理を行うよう周知啓発に取り組めます。

併せて、公共下水道への接続促進に向けた働き掛けを継続し、接続率向上に努めます。



2 浸水対策の推進

中心市街地浸水対策計画に基づき、引き続き、雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備を進め、浸水被害の軽減や解消に取り組めます。

3 下水道施設の適切な維持及び計画的な更新

下水処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、改築等に要するコストの平準化に留意しながら、計画的な更新や耐震化等に取り組めます。

また、下水道管路についても、適切な維持管理に努めるとともに、更新する管路の優先度を考慮し、延命化を含めた計画的な更新や耐震化等に取り組めます。

成果指標

| 指標名 | 指標の説明 | 現況値 | 目標値 | |
|-----------|------------------------------------|--------|----------|----------|
| | | | (平成31年度) | (平成35年度) |
| 汚水処理人口普及率 | 総人口に対する生活排水処理施設整備人口の割合 | 84.9 % | 87.4 % | 89.3 % |
| 雨水対策整備率 | 下水道事業計画区域内において雨水による浸水対策が講じられた面積の割合 | 48.5 % | 49.1 % | 49.6 % |
| 下水道管路耐震化率 | 管路総延長に対する耐震管延長の割合 | 35.0 % | 37.2 % | 37.8 % |